



発行 新潟県
第8号
 平成28年1月29日
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 129 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 130 建築基準法による公開の意見聴取(建築住宅課)
- 131 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 132 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

公 告

- 平成27年度行政書士試験の合格者(市町村課)
- 平成27年度林業種苗生産事業者講習会の開催(治山課)

病院局告示

- 1 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正(病院局業務課)

選挙管理委員会規程

- 1 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

教育委員会訓令

- 1 新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正(高等学校教育課)

告 示

◎新潟県告示第129号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年1月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	潟端江端551番ほか1筆 0.3ha
関川村	5者	小和田41番1ほか103筆 9.0ha
新発田市	7者	飯島花ノ巻767番ほか92筆 8.1ha
新潟市	248者	北区新鼻福島潟乙26番110ほか4,139筆 434.0ha
五泉市	1者	丸田金子880番5ほか19筆 1.0ha
三条市	12者	袋宮下493番ほか139筆 12.2ha
燕市	3者	関崎才取面734番地ほか28筆 2.7ha
弥彦村	6者	麓堤上66番1ほか311筆 61.0ha
出雲崎町	5者	稲川南沢1756番1ほか123筆 3.5ha
魚沼市	16者	根小屋下夕島18番1ほか73筆 7.4ha
十日町市	13者	仁田3641番ほか233筆 35.6ha
上越市	82者	稲大屋敷341番ほか1,831筆 223.8ha
妙高市	2者	上中向河原746番4ほか8筆 0.9ha

佐渡市	17者	北狄917番1ほか121筆 16.3ha
合計	418者	7,235筆 815.9ha

2 認可年月日

平成28年 1月28日

◎新潟県告示第130号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定により、同条第3項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成28年 1月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 日時

平成28年 2月16日(火) 午後7時00分から

2 場所

五泉市太田1092番地1

五泉市福祉会館 3階 大会議室

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

五泉市太田1094番地1

五泉市長 伊藤 勝美

(2) 申請地

五泉市粟島675番地他

(3) 主要用途

集会場

(4) 構造・規模

会議室棟

鉄骨造 地上3階建て

建築面積 889.78平方メートル

延べ面積 1,882.33平方メートル

市民会館正面階段棟

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階建て

建築面積 237.81平方メートル

延べ面積 64.13平方メートル

◎新潟県告示第131号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年 1月29日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成27年12月10日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
南魚沼市浦佐5128番1の内、5128番3の内	4.00	92.49
5128番3の内	転回広場	28.99平方メートル
5128番3の内	転回広場	31.50平方メートル

5128番 3 の内	転回広場	22.39平方メートル
5128番 3 の内	転回広場	22.56平方メートル

◎新潟県告示第132号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年 1 月29日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成28年 1 月14日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
南魚沼市上十日町字法道238番 1 先道路、238番 1 の内	4.39	7.21
238番 1 の内	4.40	24.09

公 告

行政書士試験の合格者について（公告）

平成27年11月 8 日に行った行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成28年 1 月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

受験番号	受験番号	受験番号
2910001	2910216	2910541
2910005	2910217	2910563
2910008	2910218	2910587
2910013	2910223	2910603
2910014	2910227	2910618
2910025	2910234	2910644
2910052	2910235	2910654
2910054	2910239	2910678
2910057	2910259	2910721
2910069	2910286	2910740
2910082	2910299	2910764
2910085	2910307	
2910098	2910317	
2910103	2910318	
2910104	2910320	
2910113	2910334	
2910115	2910346	
2910116	2910354	
2910120	2910401	
2910124	2910439	
2910127	2910444	
2910137	2910465	
2910165	2910485	
2910183	2910489	

2910186 2910491
 2910193 2910496
 2910203 2910524
 2910204 2910534

林業種苗生産事業者講習会の開催について(公告)

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条の規定により、平成27年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成28年 1月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 講習会の日時
平成28年 2月24日(水) 午前10時から午後5時まで
- 2 講習会の場所
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎507会議室
- 3 講習会の対象者
新潟県内に住所を有し、林業種苗生産事業を行おうとする者、並びにその生産事業に従事している者及び従事しようとする者
- 4 受講手続
新潟県林業種苗法施行細則(昭和45年新潟県規則第117号)に定める受講申込書に受講手数料(新潟県収入証紙14,000円)を添付し、住所地を所管する県地域振興局農林(水産)振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課に平成28年 2月12日までに提出すること。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次のように改正し、平成28年 2月1日から実施する。

平成28年 1月29日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">病院名</th> <th style="width: 75%;">診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県立柿崎病院</td> <td>内科、外科、<u>整形外科</u>、皮膚科、婦人科、<u>眼科</u>、耳鼻いんこう科、<u>リハビリテーション科</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県立坂町病院</td> <td>内科、消化器内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、<u>リハビリテーション科</u>、<u>歯科</u></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科目	(略)		新潟県立柿崎病院	内科、外科、 <u>整形外科</u> 、皮膚科、婦人科、 <u>眼科</u> 、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u>	(略)		新潟県立坂町病院	内科、消化器内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>歯科</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">病院名</th> <th style="width: 75%;">診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県立柿崎病院</td> <td>内科、外科、皮膚科、<u>整形外科</u>、婦人科、耳鼻いんこう科、<u>眼科</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県立坂町病院</td> <td>内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、<u>リハビリテーション科</u>、<u>歯科</u></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科目	(略)		新潟県立柿崎病院	内科、外科、皮膚科、 <u>整形外科</u> 、婦人科、耳鼻いんこう科、 <u>眼科</u>	(略)		新潟県立坂町病院	内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>歯科</u>
病院名	診療科目																				
(略)																					
新潟県立柿崎病院	内科、外科、 <u>整形外科</u> 、皮膚科、婦人科、 <u>眼科</u> 、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u>																				
(略)																					
新潟県立坂町病院	内科、消化器内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>歯科</u>																				
病院名	診療科目																				
(略)																					
新潟県立柿崎病院	内科、外科、皮膚科、 <u>整形外科</u> 、婦人科、耳鼻いんこう科、 <u>眼科</u>																				
(略)																					
新潟県立坂町病院	内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>歯科</u>																				

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 1月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
十日町市	(略) 上村病院	(略) 十日町市田中 口468-1	十日町市	(略) 上村病院	(略) 十日町市田中 口468-1
	県立松代病院	十日町市松代 3592-2		<u>老人保健施設</u> <u>レインボーヴィラ清津</u> 県立松代病院	<u>十日町市田中庚42</u> 十日町市松代 3592-2
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
十日町市	(略) 特別養護老人ホーム まほろばの里 川治	(略) 十日町市川治 4525番地	十日町市	(略) 特別養護老人ホーム まほろばの里 川治	(略) 十日町市川治 4525番地
	<u>特別養護老人ホーム 桜湯の里2号館</u> <u>レインボー</u>	<u>十日町市田中庚42番地</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第1号

県立学校

新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第11号）の一部を次のように改正し、平成28年2月1日から実施する。

平成28年1月29日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う教育職員の勤務時間の特例)</p> <p><u>第7条の2 校長は、第5条の規定にかかわらず、次に掲げる教育職員が、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間(以下「特定勤務時間」という。)又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u></p> <p><u>(2) 小学校に就学している子のある職員であつて、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子(各事業を利用するものに限る。)を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</u></p> <p><u>2 前項の規定は、一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、その子を養育する」とあるのは「一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第7条 (略)</p>

3 校長は、前2項の規定により勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。

4 前項の規定にかかわらず、校長は、特定勤務時間により割振りを行う場合には、教育長の承認を得ないで、第1項及び第2項の規定による勤務時間の割振りを行うことができる。この場合において、校長は、勤務時間の割振りを行った後、遅滞なく教育長に報告するものとする。